

津市消防職員の隔日勤務に関する規程

平成 18 年 1 月 1 日消防本部訓第 17 号

改正 平成 20 年 6 月 30 日消防本部訓第 1 号

平成 21 年 3 月 30 日消防本部訓第 2 号

令和 3 年 2 月 25 日消防本部訓第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津市消防職員のうち隔日に勤務する職員（以下「隔日勤務者」という。）の勤務時間帯について、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年津市条例第 34 号。以下「条例」という。）及び津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 18 年津市規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第 2 条 隔日勤務者の勤務時間は、午前 8 時 30 分から翌日の午前 8 時 30 分までの間において休憩時間及び睡眠時間を除き、15 時間 30 分（以下「1 勤務」という。）とし、4 週間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えない範囲内とする。

(休憩時間)

第 3 条 隔日勤務者の休憩時間は、次のとおりとする。

- (1) 正午から午後 1 時まで
- (2) 午後 5 時 15 分から午後 6 時 15 分まで
- (3) 午後 9 時から午後 10 時まで又は午前 5 時から午前 6 時まで

(睡眠時間)

第 4 条 隔日勤務者の睡眠時間は、5 時間 30 分とし、午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間において所属長が指定する。

(週休日)

第 5 条 隔日勤務者の週休日（条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。）の指定は、所属長が行う。

(時間外勤務等)

第 6 条 所属長は、緊急又は臨時に勤務を必要と認める場合は、隔日勤務者に対して勤務時間外に勤務を命じ、又はその勤務時間等を変更することができ

る。

附 則

この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 30 日消防本部訓第 1 号）

この訓は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日消防本部訓第 2 号）

この訓は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日消防本部訓第 2 号）

この訓は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。